

『倒産法実務大系』

●目次●

第1章 総論

I	はじめに	2
II	倒産手続の意義、目的、構成要素	2
1	倒産手続の意義	2
2	倒産手続の目的	3
(1)	総説	3
(2)	債権者の債権の回収	3
(3)	債務者財産の清算および債務者である法人の清算	5
(4)	債務者の事業の継続・再生	6
(5)	債務者の経済生活の再生	8
3	倒産手続の構成要素	8
III	倒産手続の理念	10
1	総説	10
2	債権者平等	11
3	債権者の手続保障	12
IV	倒産手続の分類および特徴	13
1	倒産手続の分類の観点	13
(1)	法的倒産手続と私的整理手続	13
(2)	個人債務者を対象とする手続と法人債務者を対象とする手続	14
(3)	事業者についての清算型手続と再建型手続	14
(4)	個人債務者についての固定主義の手続と膨張主義の手続	14
(5)	手続主体についてのDIP型手続と管財人型手続	15
(6)	手続の対象となる債権者の範囲および対象債権者のクラス分けの方法	15
(7)	手続における比例弁済額等、債務免除額等の決定への債権者	

目 次

の関与の態様	18
2 各倒産手続の特徴	19
(1) 破産手続	19
(2) 再生手続	21
(3) 更生手続	23
(4) 特別清算手続	25
(5) 私的整理手続	27
V 事業再生の手法と各種法的スキーム	29
1 自主再建型再生とスポンサー型再生	29
2 事業再生の各種法的スキーム	30
(1) 事業を行う法人に変更がない場合	30
(2) 事業を行う法人に変更がある場合	32
VI 法的倒産手続の相互関係	34
1 法的倒産手続の競合と優先ルール	34
(1) 優先ルールの原則的内容	34
(2) 劣位手続によるほうが債権者の一般の利益に適合するとき	35
(3) 優先ルールの根拠	36
2 破産手続以外の法的倒産手続における計画等の認可要件等と破産手続との関係	37
(1) 債権者の多数決による計画案等の否決と破産手続への移行	37
(2) 債権者の一部の組が計画案等に不同意である場合と権利保護条項の設定による認可	39
(3) 債権者の多数決による計画案等の可決があっても計画等の認可が認められない場合	41
(4) 清算価値保障に係る認可要件	42
VII 倒産手続と憲法	43
1 前 説	43
2 財産権（憲法29条）	44
3 裁判を受ける権利（憲法32条1項）等	48
4 その他の人権規定等	50

第2章 私的整理・特定調停

第1節 私的整理

I	私的整理総論	52
1	私的整理とは	52
(1)	私的整理の意義	52
(2)	私的整理の必要性	53
(3)	私的整理における同意の成否	54
(4)	私的整理の定義	55
2	私的整理のメリット・デメリット	55
(1)	私的整理のメリット	55
(2)	私的整理のデメリット	56
(3)	私的整理のデメリットの克服	56
3	私的整理をめぐる環境の変化	58
(1)	倒産をめぐる経済環境	58
(2)	準則型手続の確立	62
(3)	金融機関における不良債権処理の多様化	66
(4)	私的整理と弁護士	67
4	私的整理における商取引債権の優先と債権者間の衡平	70
(1)	商取引債権の保護の経済的意義	70
(2)	商取引債権の保護と債権者間の衡平	72
(3)	私的整理における商取引債権の優先	74
5	法的整理と私的整理との関係	75
(1)	私的整理の再評価	75
(2)	私的整理相互間の優先関係	75
(3)	法的整理に対する私的整理の優先性	77
II	各種の私的整理手続	82
1	私的整理ガイドラインによる手続	82

目 次

(1) 私的整理の申出	82
(2) 私的整理の開始	83
(3) 一時停止	83
(4) 第1回債権者会議	83
(5) 債権者委員会	84
(6) DIP ファイナンス	84
(7) 再建計画案	84
(8) 再建計画の成立	85
(9) 再建計画成立後の手続	85
2 各種 ADR を利用した私的整理	85
(1) 整理回収機構の再生計画の要件と私的整理の進め方	86
(2) 中小企業再生支援協議会の第二次対応	87
3 準則型に準ずる私的整理	88
(1) 倒産処理に普遍的な原則	88
(2) 私的整理ガイドラインに準拠した私的整理の具体的な手順	89
Ⅲ 私的整理のリスクとその克服	92
1 債権者の個別権利行使	93
(1) 債務者以外の第三者への権利行使	93
(2) 債務者財産への執行の申立て	94
2 法的倒産手続開始	96
(1) 否認権の行使	96
(2) 私的整理と相殺制限	96
(3) 双方未履行の双務契約の解除	97
Ⅳ 詐害行為取消権と否認権	101
1 詐害行為取消権	101
(1) 概 要	101
(2) 詐害行為をめぐる裁判例	102
2 否認権	105
(1) 概 要	105
(2) 詐害行為否認をめぐる裁判例	105

(3) 偏頗行為否認をめぐる裁判例	107
V 私的整理と刑罰法規	114
1 私的整理と破産犯罪	115
(1) 概要	115
(2) 詐欺破産罪に係る規定	116
(3) 特定の債権者に対する担保供与等の罪に係る規定	118
2 私的整理と強制執行妨害目的財産損壊等罪	119
(1) 概要	119
(2) 強制執行妨害目的財産損壊等罪の規定	121
(3) 加重封印破棄等罪の規定	123

第2節 特定調停

I 序説	124
II 特定調停の手続	124
1 特定調停の申立て	124
2 調停手続の進行	125
3 調停委員会	125
4 特定調停の成立	125
5 特定調停の利用の実際	126
6 私的整理と特定調停	129

第3章 通常再生

I 再生手続の開始	132
1 再生手続開始の申立て	132
(1) 民事再生能力	132
(2) 再生手続開始の申立権者	133
(3) 再生手続開始原因	134
(4) 再生手続開始の申立て	135

目 次

(5) 再生手続開始決定前の措置	137
(6) 再生手続開始の申立ての審理	142
(7) 再生手続開始の申立ての取下げの制限	146
(8) その他再生債務者が再生手続開始決定までに行うこと	146
2 再生手続開始決定	148
(1) 再生手続開始決定の手続	148
(2) 再生手続開始決定と同時に定められる事項	148
(3) 再生手続開始決定の効力	150
(4) 再生債務者の権限・地位	153
(5) 再生手続開始決定の取消し	154
II 再生手続の機関	155
1 監督委員	155
(1) 監督委員の選任	155
(2) 監督委員の職務	156
2 調査委員	158
3 管財人	159
(1) 管財人の選任	159
(2) 管財人の職務	159
4 債権者集会	160
5 債権者委員会	161
III 再生債務者に対する債権	162
1 再生債権	162
(1) 再生債権の要件	163
(2) 再生債権の優劣	164
(3) 再生債権の弁済等の禁止	164
(4) 多数債務者と再生債権	167
(5) 再生債権の議決権	168
2 共益債権	169
(1) 一般規定	169
(2) 個別規定	171

(3) 共益債権の行使	172
3 一般優先債権	173
(1) 一般優先債権の範囲	174
(2) 一般優先債権の行使	174
4 開始後債権	175
IV 再生債務者をめぐる契約・権利関係	176
1 再生債務者の地位	176
2 再生手続開始前に再生債務者が行った法律行為の効力	177
3 再生債務者が再生手続開始後に行った法律行為の効力	178
4 再生債務者の行為によらない再生手続開始後の権利取得	178
5 善意取引の保護	179
(1) 再生手続開始後の登記・登録	179
(2) 管理命令後の再生債務者の行為や弁済	181
(3) 再生手続開始後の手形等の引受け・支払い	182
6 未履行契約の処理	182
(1) 双方未履行の双務契約	183
(2) 相手方の契約解除権	185
(3) 継続的供給契約	187
(4) 賃貸借契約	188
(5) ファイナンス・リース契約	191
(6) 労働契約	192
(7) ライセンス契約	194
(8) 商品取引契約	194
7 取戻権	196
8 別除権	196
(1) 担保権者の処遇	196
(2) 別除権の基礎となる担保権	197
(3) 別除権の要件	197
(4) 別除権の行使	199
(5) 別除権に対する対処	200

目 次

(6) 別除権者の再生手続参加	206
9 相殺権	206
(1) 相殺適状と行使の時期	207
(2) 自働債権と受働債権	208
(3) 相殺権の行使	209
(4) 相殺の制限	210
V 再生債権の届出・調査・確定	210
1 再生債権の届出	210
(1) 届出と方式	210
(2) 届出の効果	212
(3) 再生債権者表の作成	213
2 再生債権の調査	214
3 再生債権の確定	215
(1) 確定の要件と効果	215
(2) 未確定の場合の措置	216
4 罰金等の請求権の特例	222
VI 再生債務者財産の調査・確保	222
1 財産状況の調査等	222
(1) 財産評定	222
(2) 財産状況の報告（125条報告）	226
2 否認権	226
(1) 否認権の行使方法	227
(2) 否認権のための保全処分	229
3 事業等の譲渡	230
(1) 事業譲渡の許可	230
(2) 株主総会決議に代わる許可	231
(3) 再生手続開始前の事業譲渡	232
4 法人の役員等の責任の追及	233
VII 再生計画	234
1 再生計画案	234

(1) 再生計画の類型	234
(2) 再生計画案の提出	238
2 再生計画の条項	239
(1) 再生債権者の権利変更	240
(2) 共益債権および一般優先債権の弁済の条項	245
(3) 未確定再生債権に関する条項	245
(4) 別除権行使による不足額が未確定の場合の条項	246
(5) 第三者の債務引受け、保証条項、担保提供の条項	246
(6) 株式の取得等、募集株式を引き受ける者の募集に関する条項	247
3 再生計画案の決議	249
(1) 付議決定	249
(2) 議決権の行使方法	249
(3) 議決権と可決要件	250
4 再生計画の認否	252
5 再生計画の効力	255
(1) 再生計画認可決定の効力発生時期	255
(2) 再生計画認可決定の確定の効力	255
(3) 債権者の権利行使	256
(4) その他	256
6 再生計画の遂行	257
7 再生計画の変更	257
8 再生計画の取消し	258
VIII 再生手続の終了	259
1 再生手続の終結	259
(1) 単純な DIP 型の場合	260
(2) 監督委員が選任されている場合	260
(3) 管財人が選任されている場合	260
2 再生手続の廃止	261
(1) 再生計画認可前の手続廃止	261
(2) 再生債務者の義務違反による手続廃止	263

目 次

(3) 再生計画認可後の手続廃止	263
(4) 再生手続廃止の手続と効果	264
3 再生手続の終了等と破産手続への移行	265
(1) 職権破産	265
(2) 保全処分	265
(3) 各種債権の処遇	266
(4) その他	267
4 再生手続の終了等と再生債権確定手続の帰趨	267
(1) 査定手続	267
(2) 査定に対する異議訴訟	268
(3) 受継された再生債権に関する訴訟	269

第4章 会社更生・特別清算

第1節 会社更生

I 会社更生手続の特色および利用状況	272
1 会社更生手続の特色	272
2 会社更生手続の利用状況	273
II 更生手続の開始	274
1 更生手続開始の申立て	274
(1) 会社更生の適用対象	274
(2) 更生手続開始原因	274
(3) 更生手続開始の申立権者	274
(4) 更生手続開始の申立て	275
2 更生手続開始決定前の措置	277
(1) 他の手続の中止命令	277
(2) 包括的禁止命令	278
(3) 商事留置権の消滅請求	278

(4) 保全管理命令	280
(5) 監督命令	281
(6) 調査命令	282
(7) その他	283
3 更生手続開始決定	283
(1) 更生手続開始の申立ての審理	283
(2) 更生手続開始決定の手続	285
4 更生手続開始決定の効果	286
(1) 更生債権等の弁済の禁止	286
(2) 強制執行等の中止	286
(3) 他の手続の中止	286
(4) 組織法上の行為	287
Ⅲ 更生手続の機関	288
1 管財人	288
(1) 管財人の権限および資格	288
(2) DIP 型更生手続	288
(3) 管財人の職務	289
(4) 管財人に対する監督	290
(5) 競業避止義務等	290
2 管財人代理	290
3 調査委員	291
4 関係人集会	291
(1) 関係人集会	291
(2) 法律で開催が予定されている関係人集会	292
5 更生債権者委員会等	292
6 代理委員	293
Ⅳ 更生会社に対する債権・担保権等	294
1 更生債権等	294
(1) 更生債権	294
(2) 更生担保権	296

目 次

(3) 更生債権等の弁済等の禁止	302
(4) 弁済禁止等の例外	303
(5) 多数当事者と更生債権等	303
(6) 更生債権等の議決権	303
2 共益債権	303
(1) 共益債権の内容	304
(2) 共益債権の行使	305
3 開始後債権	305
4 株 主	306
V 更生会社をめぐる契約・権利関係	307
1 管財人の実体法上の地位	307
(1) 更生手続開始前に会社が行った法律行為の効力	307
(2) 更生会社が更生手続開始後に行った法律行為の効力	308
(3) 管財人等の行為によらない更生手続開始後の権利取得	309
(4) 善意取引の保護	309
2 未履行契約関係の処理	309
3 担保権の処遇	310
(1) 担保権者の処遇	310
(2) 担保権実行禁止の例外	311
(3) 担保権消滅の許可	311
(4) 権利質の第三債務者の供託	313
4 取戻権	313
5 相殺権	314
VI 更生債権等の届出・調査・確定	314
1 更生債権等の届出	314
(1) 更生債権者	314
(2) 更生担保権者	315
(3) 届出の有無と効果	316
2 更生債権等の調査	316
3 更生債権等の確定	317

(1) 確定の要件と効果	317
(2) 未確定の場合の措置	318
VII 更生会社財産の調査・確保	320
1 財産の評定等	320
(1) 財産評定	320
(2) 評定の目的と評価の手法	321
(3) 財産状況の報告	322
2 否認権	323
3 事業譲渡	323
(1) 事業譲渡の許可	323
(2) 更生計画による事業譲渡	325
4 更生会社の役員等の責任の追及	325
VIII 更生計画	326
1 更生計画案の作成	326
(1) 更生計画の種類	326
(2) 更生計画案の提出者と提出時期	327
2 更生計画の条項	327
(1) 更生債権者等・株主の権利変更	328
(2) 更生会社の取締役等の定め	333
(3) 共益債権の弁済、弁済資金の調達方法、予想超過収益金の使 途、開始後債権の内容	333
(4) 担保権実行禁止の解除に基づく担保権実行による換価金や担 保権消滅の許可による裁判所への納付金の金額やその使途	334
(5) 未確定の更生債権等の取扱い	334
(6) その他	335
3 更生計画案の決議	337
(1) 付議決定	337
(2) 議決権の行使方法	337
(3) 議決権	337
(4) 可決要件	338

目 次

4	更生計画の認可	339
(1)	認可の要件	339
(2)	同意が得られなかった種類の権利がある場合の認可等	340
5	更生計画の効力	342
(1)	効力発生時期	342
(2)	認可決定の効力	343
(3)	権利者の権利行使	343
(4)	その他	344
6	更生計画の遂行	344
7	更生計画の変更等	345
IX	更生手続の終了	346
1	更生手続開始の申立ての棄却	346
2	更生手続開始決定の取消決定	346
3	更生計画不認可決定	347
4	更生手続廃止決定	347
(1)	更生計画認可前の手続廃止	347
(2)	更生計画認可後の手続廃止	348
(3)	更生手続廃止の手続と効果	348
5	更生手続終結決定	349
6	更生手続の終了等と破産手続への移行	350
(1)	職権破産	350
(2)	保全処分	350
(3)	各種債権の処遇	351
(4)	その他	353

第2節 特別清算

I	特別清算の概要と特色	354
1	特別清算の概要	354
2	特別清算の特色	355
II	通常清算との関係	357

Ⅲ 特別清算の開始	359
1 特別清算開始の申立て	359
(1) 特別清算開始の申立ての方式	359
(2) 管轄裁判所	360
(3) 特別清算開始の申立権者（義務者）	361
(4) 特別清算開始の申立て能力	362
(5) 特別清算開始の申立ての時期	363
(6) 特別清算開始原因	364
(7) 特別清算開始の障害事由	365
(8) 他の手続の中止命令	366
(9) 保全処分	369
(10) 特別清算開始の申立ての取下げの制限	374
(11) 特別清算開始の申立ての審理	374
(12) 記録の閲覧等	375
2 特別清算開始の申立てに対する裁判	376
(1) 特別清算開始命令	376
(2) 特別清算開始命令と同時に定められる事項	377
(3) 特別清算開始命令に対する不服申立て	377
3 特別清算開始の効果	378
(1) 裁判所の監督	378
(2) 他の手続の中止等	378
(3) 担保権の実行手続の中止命令等	379
(4) 時効の完成停止	380
(5) 相殺の禁止	380
Ⅳ 特別清算の機関	381
1 清算人	382
(1) 清算人の選任・解任	382
(2) 代表清算人・清算人会	383
(3) 清算人代理	384
(4) 清算人の地位	384

目 次

(5) 清算人の責任	386
(6) 清算人の報酬	387
2 監督委員	387
(1) 制度趣旨	388
(2) 監督委員の選任・解任・辞任	388
(3) 監督委員の職務・注意義務	389
(4) 監督委員の報酬	390
3 調査委員	390
(1) 調査委員の選任・解任・辞任	391
(2) 調査委員の業務	391
(3) 調査委員の報酬	392
V 清算事務の遂行	393
1 財産状況の把握	393
2 負債額の把握と債務の弁済	395
(1) 債権の申出	395
(2) 弁済の禁止	396
(3) 割合的弁済	397
(4) 相 殺	400
3 財産の換価処分	400
(1) 許可を要する行為	401
(2) 事業譲渡	403
(3) 換価の方法	405
4 監督上必要な処分	406
5 清算会社の役員等の責任の追及	408
(1) 役員等の責任に基づく損害賠償請求権の査定	409
(2) 役員等の財産に対する保全処分	410
(3) 役員等の責任の免除の禁止・取消し	411
VI 協定債権とその取扱い	413
1 協定債権	413
2 一般優先債権	414

3	清算に関する債権	414
4	国税徴収法またはその例によって徴収できる債権	415
5	担保権を有する債権	415
6	民法上の留置権のある債権	417
7	非典型担保権を有する債権	418
8	少額債権	419
VII	債権者集会	420
1	債権者集会の種類と決議事項	420
(1)	債権者集会の種類	420
(2)	清算事務説明のための債権者集会	420
(3)	協定の決議のための債権者集会	421
2	債権者集会の招集	421
(1)	招集権者	421
(2)	招集に際しての決定事項	422
(3)	議決権額	422
(4)	招集通知	424
(5)	議決権行使書面の交付	424
3	債権者集会の開催	425
(1)	指揮	425
(2)	議決権	425
(3)	決議	425
(4)	議決権の代理行使	426
(5)	書面による議決権の行使	426
(6)	議決権の不統一行使	426
(7)	担保権を有する債権者等の出席等	427
(8)	延期または続行の決議	427
(9)	議事録の作成	427
(10)	決議の効力	427
VIII	協定	428
1	協定の意義	428

目 次

(1) 協定の類型	428
(2) 協定の利用方法	428
(3) 協定の法的性質	430
2 協定の対象となる債権	430
(1) 対象債権	430
(2) 担保権付債権者等の協定参加	432
3 協定による権利の変更	434
(1) 権利変更の原則	435
(2) 平等原則の例外	435
4 協定の成立	437
(1) 協定の決議のための手続	437
(2) 協定の可決要件	438
(3) 協定の認可の申立て	438
(4) 協定の認可・不認可	439
5 協定の効力	440
(1) 協定の効力発生の時期	440
(2) 協定の効力	440
(3) 協定の実行	442
(4) 協定の取消し	443
6 協定内容の変更	443
IX 特別清算の終了	444
1 特別清算の終了原因	444
2 特別清算の結了	445
(1) 協定が実行された場合	445
(2) 和解が成立した場合	445
(3) すべての債務を弁済した場合	446
(4) 特別清算の結了	447
(5) 決算報告の要否	447
3 特別清算の必要がなくなった場合	448
4 特別清算の終結手続	449

(1) 特別清算終結の申立て	449
(2) 特別清算終結決定	449
(3) 特別清算終結決定確定後の手続	450
5 他の手続への移行	451
(1) 破産手続への移行	451
(2) 再建型倒産手続への移行	454

第5章 事業者破産

I 破産手続の開始	458
1 破産手続開始の申立て	458
(1) 破産能力	458
(2) 破産手続開始の申立権者	459
(3) 破産手続開始の申立ての時期	460
(4) 破産手続開始原因	460
(5) 破産手続開始の申立て	463
(6) 破産手続開始決定前の措置	465
(7) 破産手続開始の申立ての取下げの制限	467
2 破産手続開始の決定	467
(1) 破産手続開始の申立ての審理	467
(2) 破産手続開始の申立てに対する決定	469
(3) 破産手続開始決定の手続	470
(4) 破産手続開始決定と同時に定められる事項	470
3 破産手続開始の効果	472
(1) 破産財団	472
(2) 事業の継続	475
(3) 法人に対する破産手続開始の効果	475
(4) 説明義務と重要財産開示義務	475
(5) 個別的権利行使の禁止と手続の失効	476

目次

(6) 訴訟手続の中断	477
(7) 国税滞納処分の特則	480
II 破産手続の機関	482
1 破産管財人	483
(1) 破産管財人の選任	483
(2) 破産管財人の職務	483
2 債権者集会	486
III 破産財団に対する債権	487
1 破産債権	487
(1) 破産債権の要件	488
(2) 破産債権の順位	489
(3) 破産債権の額（金銭化、現在化）	493
(4) 破産債権の行使	493
(5) 多数債務者と破産債権	494
2 財団債権	498
(1) 財団債権の内容	499
(2) 財団債権の行使	504
(3) 財団債権の第三者弁済と代位する財団債権の行使	506
IV 破産財団をめぐる法律関係	507
1 破産管財人の実体法上の地位	508
2 破産者が破産手続開始後に行った法律行為の効力	509
3 破産者の行為によらない破産手続開始後の権利取得	509
4 善意取引の保護	510
(1) 破産手続開始後の登記・登録	511
(2) 破産手続開始後の破産者に対する弁済	512
5 未履行契約の処理	513
(1) 双方未履行の双務契約	514
(2) 相手方の契約解除権	517
(3) 継続的供給契約の相手方の破産	517
(4) 賃貸借契約	519

(5) 請負契約	523
(6) 委任契約	525
(7) 使用者の破産	526
6 取戻権	529
(1) 一般の取戻権	529
(2) 特別の取戻権	530
7 別除権	532
(1) 担保権者の処遇	532
(2) 別除権の基礎となる担保権	532
(3) 別除権の要件	533
(4) 別除権の行使	534
(5) 破産管財人の担保価値維持義務	536
(6) 別除権への対応	537
(7) 別除権者等の破産手続参加	537
8 相殺権と相殺の禁止	539
(1) 相殺権	540
(2) 相殺の禁止	544
V 破産財団の管理	552
1 財産状況の調査等	552
(1) 財産の評定	552
(2) 破産財団に属する財産の引渡し等	552
(3) 裁判所等への報告	553
2 否認権	554
(1) 否認類型	554
(2) 否認の一般的要件	554
(3) 財産減少行為の否認	555
(4) 相当の対価を得てした財産の処分行為の否認	559
(5) 偏頗行為の否認	561
(6) 権利変動の對抗要件の否認	568
(7) 執行行為の否認	569

目 次

(8) 否認の制限	571
(9) 否認権行使の効果	572
(10) 転得者に対する否認	576
(11) 否認権の行使方法	579
(12) 否認権のための保全処分	581
3 法人の役員の責任の追及	582
(1) 損害賠償請求権の査定と異議訴訟	582
(2) 損害賠償請求訴訟	583
(3) 法人の役員の財産に対する保全処分	583
VI 破産債権の届出・調査・確定	584
1 破産債権の届出	584
(1) 届出と方式	584
(2) 届出の有無と効果	586
2 債権調査	587
(1) 期間調査方式	588
(2) 期日調査方式	589
3 破産債権の確定	590
(1) 確定の要件と効果	590
(2) 未確定の場合の措置	591
4 租税等の請求権、罰金等の請求権の特例	597
(1) 届 出	598
(2) 調査、確定手続	598
VII 破産財団の換価	602
1 破産財団の換価方法	602
(1) 通常の換価の方法	602
(2) 民事執行手続等による換価	606
(3) 任意売却による担保権の消滅	606
2 破産財団からの放棄	610
3 破産管財人の税務	613
(1) 破産者が個人の場合	613

(2) 破産者が法人の場合	614
VIII 配当	615
1 最後配当	616
(1) 裁判所書記官の許可	617
(2) 配当に加えられる債権	617
(3) 最後配当からの除斥	619
(4) 配当表の作成等	620
(5) 配当公告等	621
(6) 配当表の更正	621
(7) 配当表に対する異議	623
(8) 配当額の通知	623
(9) 配当金の交付、供託	624
(10) 配当の裁判所への報告	624
2 簡易配当	625
(1) 簡易配当の要件	625
(2) 簡易配当の手続	626
(3) 実務運用	628
IX 破産手続の終了	628
1 破産手続の終結	629
(1) 任務終了による計算報告	629
(2) 破産手続終結決定	630
(3) 破産手続終結決定の効果	630
2 異時廃止	631
(1) 異時廃止の手続	631
(2) 異時廃止の実務	632
(3) 異時廃止決定確定の効果	633

第6章 個人再生・個人破産

第1節 個人再生

I 序説	636
1 個人再生の制度趣旨	636
2 個人再生利用の可能性の検討	637
3 個人再生手続の利用状況	638
4 個人債務者の倒産処理手続	639
(1) 任意整理	639
(2) 特定調停	640
(3) 手続選択	640
II 小規模個人再生	642
1 再生手続開始の要件	643
(1) 小規模個人再生の特則の利用資格者	643
(2) 小規模個人再生の特則の適用を求める申述	644
(3) 小規模個人再生の申述の方式	644
2 保全処分	646
3 再生手続開始の申立て	646
(1) 再生手続開始の申立ての審理	646
(2) 再生手続開始に伴う措置	647
(3) 再生手続開始決定の効果	647
4 小規模個人再生の機関——個人再生委員	652
(1) 個人再生委員の選任	652
(2) 個人再生委員の職務	652
(3) 実務上の運用	653
5 債権の届出・調査・手続内確定	654
(1) 債権の届出	654
(2) 債権調査	655

(3) 手続内確定	655
(4) 再生債権の評価の申立て	655
6 再生債務者の財産の調査・報告	656
7 再生計画案	656
(1) 再生計画案の提出者と提出時期	656
(2) 再生計画案の内容	656
8 再生計画案の決議	663
(1) 付議決定	663
(2) 決議方法	665
(3) 可決要件	665
9 再生計画の認可	666
(1) 再生計画の認可・不認可の判断	666
(2) 再生計画認可決定の確定の効力	667
10 再生手続の終了	669
(1) 再生手続の終結	669
(2) 再生手続の廃止	669
(3) 再生債務者の死亡	670
11 再生計画の取消し	670
12 再生計画の変更	671
13 ハードシップ免責	672
(1) ハードシップ免責の要件	672
(2) ハードシップ免責の手続	672
(3) ハードシップ免責の効果	673
Ⅲ 給与所得者等再生	673
1 再生手続開始の要件と再生手続の開始	673
2 給与所得者等再生の機関	675
3 債権の届出・調査・手続内確定	675
4 再生債務者の財産の調査・報告	675
5 再生計画案	675
(1) 再生計画案の提出者と提出時期	675

目 次

(2) 再生計画案の内容	675
6 再生計画案の決議不要	677
7 再生計画の認可	677
(1) 再生計画の認可・不認可の判断	677
(2) 再生計画認可決定の確定の効力	678
8 再生手続の終了	678
(1) 再生手続の終結	678
(2) 再生手続の廃止	678
9 再生計画の取消し	679
10 再生計画の変更・ハードシップ免責	679
IV 住宅資金貸付債権に関する特則	679
1 住宅資金特別条項の趣旨と利用場面	679
(1) 住宅資金特別条項の趣旨としくみ	679
(2) 住宅資金特別条項の利用場面	680
(3) 住宅資金特別条項のみの再生計画	681
2 住宅資金貸付債権の特則の適用の要件	681
(1) 住 宅	681
(2) 住宅資金貸付債権	682
(3) 住宅資金特別条項が定められない場合と別除権協定の可否	683
3 再生手続中の住宅資金貸付債権の弁済許可	683
4 住宅資金特別条項	684
(1) 住宅資金特別条項の定めができる要件	684
(2) 住宅資金特別条項の内容	687
(3) 権利変更をしない場合——約定型・そのまま型	689
5 抵当権の実行手続の中止命令	689
6 住宅資金貸付債権の調査・確定	690
7 再生計画案の提出	691
8 再生計画案の決議	691
9 再生計画の認可・不認可	692
10 再生計画認可決定の確定の効力	692

11 保証会社による代位弁済がある場合	693
(1) 巻戻し	693
(2) 巻戻しの効力と競売費用の負担	694

第2節 個人破産

I 個人破産の特色と傾向	695
1 個人破産の特色——特に消費者破産の特色	695
2 個人破産の手続の概略	697
3 個人破産手続の利用状況	698
(1) 破産申立て件数の推移	698
(2) 同時廃止と破産管財人選任数の推移	700
II 破産手続開始の申立て	700
1 破産手続開始原因と破産手続開始申立て	701
(1) 破産手続開始原因	701
(2) 破産手続開始の申立権者	701
(3) 破産手続開始申立て	701
2 破産手続開始決定	703
(1) 破産手続開始決定	703
(2) 破産手続開始決定の私法上の効果	703
III 同時廃止による破産手続の終了	706
1 破産手続開始決定と同時廃止決定	706
2 同時廃止基準	707
3 同時廃止のための按分弁済	708
4 同時廃止決定の効果	709
IV 管財事件	710
1 破産手続開始決定と同時決定事項	710
2 個人に対する破産手続開始の効果	710
(1) 居住制限	711
(2) 引致	711
(3) 説明義務	712

目 次

(4) 重要財産開示義務	712
(5) 物件検査	713
(6) 郵便物等の回送嘱託	713
(7) 破産財団に属する財産の引渡命令	713
3 他の手続への影響	714
(1) 他の手続の失効等	714
(2) 訴訟手続の中断・受継	714
(3) 破産登記	715
4 自由財産と自由財産の範囲の拡張	716
(1) 破産財団と自由財産の範囲	716
(2) 自由財産の範囲の拡張	717
(3) 自由財産拡張の運用基準	718
(4) 最近の問題点	723
5 破産財団の占有・管理・換価	725
(1) 固定主義と破産管財人の管理处分権	725
(2) 自宅不動産の処理	725
6 否認権、相殺禁止	726
(1) 否認権	726
(2) 相殺禁止	728
7 破産債権の届出・調査・確定	729
(1) 個人破産の場合の特徴	729
(2) 破産者の異議	730
8 債権者集会	730
9 異時廃止による破産手続の終了	731
10 配当と破産手続の終結	731
(1) 配 当	731
(2) 破産手続終結決定	732
11 個人破産と税務	732
V 免 責	733
1 免責の理論的根拠	734

2	免責許可の申立て	735
(1)	申立権者	735
(2)	申立期間	735
(3)	みなし申立て	736
(4)	債権者名簿の提出	737
(5)	同意廃止、再生手続との関係	737
(6)	債務者（破産者）が死亡した場合	738
3	強制執行の禁止・中止	738
(1)	強制執行等の禁止	738
(2)	すでにされている強制執行等の中止	739
(3)	消滅時効の特例	740
4	免責許可の要件	740
(1)	免責許可	740
(2)	裁量免責	750
5	免責許可に関する調査・報告と意見申述	757
(1)	免責についての破産管財人の調査および報告・意見申述	757
(2)	免責についての破産債権者の意見申述	759
6	免責許可申立てに対する裁判	760
(1)	免責許可の決定	760
(2)	免責不許可の決定	760
(3)	免責に関する裁判に対する不服申立て	760
7	免責許可決定の確定の効果	760
(1)	一般原則	760
(2)	非免責債権	761
(3)	免責と保証人等に対する効力	768
(4)	免責と別除権の関係	769
(5)	その他	769
8	免責の取消し	769
(1)	免責の取消事由	770
(2)	免責の取消手続	770

目 次

(3) 免責の取消しの決定確定の効果	771
VI 復 権	771
1 当然復権	772
(1) 免責許可決定の確定	772
(2) 同意廃止決定の確定	772
(3) 再生計画認可決定の確定	772
(4) 破産手続開始後10年の経過	773
2 裁判による復権	773
(1) 復権の原因	773
(2) 復権の手続	773
・ 事項索引	775
・ 判例索引	783
・ 編者・著者紹介	796